

「雄物川水系河川整備学識者懇談会」に関する公開方法

1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要

雄物川水系河川整備学識者懇談会の議事について、事務局が議事概要を作成するものとする。

3. 公開の方法

- (1) 会議資料及び議事概要は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。
- (2) 閲覧場所は下記のとおりとする。
 - ・ 秋田河川国道事務所
 - ・ 秋田河川国道事務所 茨島出張所
 - ・ 湯沢河川国道事務所
 - ・ 湯沢河川国道事務所 大曲出張所
 - ・ 湯沢河川国道事務所 十文字出張所
 - ・ 湯沢河川国道事務所 駒ヶ岳山系砂防出張所
 - ・ 玉川ダム管理所
 - ・ 成瀬ダム工事事務所